



# 「活着ていることわざ」

船橋市議会議員

神田廣栄(かんだひろえい)議会報告

【事務所】船橋市前原西8-24-8 ☎490-3333 FAX 465-7117

Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5e.biglobe.ne.jp/~hiroei/>

## 閑話休題(かんわきゅうだい)。多勢に無勢(たせいによせい)

【閑話休題】◇話を本筋に戻すときや、話題を変えるときに使う言葉。それはさておき。

【多勢に無勢】◇少数で大勢に向かっても、結局は負けること。

秋の深まりとともに日暮れが早くなりました。9月議会が26日に閉会しましたが、今度は、次回の定例会(12月議会)の前に平成17年度決算を審議する「決算特別委員会」があります。私は14名で構成する同委員会の委員になりました。また忙しくなります。今回は9月議会での事例を掲載します。

マンション建設反対の陳情に一人だけ反対の意思表示をしました。

今回の議会には19件の「陳情書」が出されました。陳情書とは、団体や市民の要望や提案を議会で審議してもらうために、議会開催の前日午後5時までに議会事務局に「願意」と「理由」を書いて提出する文書のことです。

19件の陳情の中で、マンション建設に関するものが4件もありました。そのほとんどが「日照権やプライバシーの確保のために建物の高さを低くして欲しい」というものや「道路の安全確保のための指導をしてもらいたい」というものです。

マンション予定地の近隣、特に自宅の南側に高層マンションが建つ予定の方は深刻です。

私は不動産業に携わって30年になりますので、その間いろいろな立場でマンション問題に遭遇しました。船橋市議会議員は50名いますが、不動産の専門家は私を含めて数人しかいません。しかし、マンション問題は不動産の知識とは直接関係なく、どちらかという自治や権利の関係です。市民の立場にたつて問題の解決にあたらなければなりませんから50名とも同じ立場です。



この度、その50名の中で私一人が敢えて反対したことには大きな理由があります。しかもこの陳情は私の地元周辺から提出されたものでした。そこからは「とんでもない。何で反対するんだ」の大合唱が聞こえてきそうです。

話は変わりますが、私は議会運営委員会の委員です。この委員会は文字どおり、議会の議事・運営に関することを議会開会に先立っ



て決める委員会です。各会派から1～3名ずつ選出します。1会派の議員3名で1名選出できます。例えば私が所属する新風は議員が8名ですから2名しか選出できませんが、9名の議員がいる公明党は3名選出できます。そして、最初に書きましたが全部で14名の委員がいます。

常任委員会	人数
文教	10
建設	10
健康福祉	10
総務	10
市民環境経済	10

また、議会運営委員会とは別に、表のように常任委員会があり各10名ずつで構成する5つの委員会があり、議員全員がそのどれかに所属します。私は文教委員会に所属しています。

陳情は内容によってそれぞれの委員会に付託され審議します。そして、それを基に議会の最終日に全員で採決し、賛成か反対の意志表明をする流れとなっています。

『閑話休題』今議会の開会日は9月4日の月曜日ですから、陳情の受付締め切りは前週の金曜日の9月1日となります。私が反対した陳情は9月1日に「陳情第49号マンション計画（仮称前原東5丁目計画）の指導に関する陳情」として提出されました。

そして、その提出者は「前原を守る会（中台町会有志）代表〇〇〇〇 外3499人」となっていました。外3499人とは、3499人分の署名を添付してあったからです。ここまでは何ら問題はありません。議会開会前でしたが、会派の控室にこの件の陳情者が大勢でお見えになったので、私は「頑張ってください」と激励をしていました。



ところが、議会開会初日に開催された議会運営委員会の席上「陳情の代表者を、代表×××× 外3499名に変更したいとの話があり、審議してください」と議会事務局から提案があり、私は「締め切った後の変更はおかしい。前例があるのか」質問したところ「前例があった」とのことで、非常に不満がありましたがしぶしぶ了承しました。その後続いて「会の名称も〈二宮学区の住環境を守る会〉に変わります」と言われたので、私は「それはおかしい。〈前原を守る会〉と〈二宮学区の住環境を守る〉ではその違いが一目瞭然ではないか」と再度質問したところ、議会事務局は「変更の届けを持参した人は、代理人でしたので、本人の意志確認をします」ということでした。



結局、議長も了承したからということで「陳情文書表の変更について」という文章が議員全員に配布され、建設委員会に付託され、そこで審議することになりました。

私は、会派の建設委員会委員に「こんなの認めたら、議員の質を問われるから、せめて12月議会に持ち越すように継続審議を主張してよ」と頼みました。彼も頑張ったのですが『多勢に無勢』建設委員会ではこの変更後の陳情が賛成されてしまいました。そして、議会最終日での採決では、私を除く全員が賛成したのです。

私が反対した理由は陳情内容ではありません。理由は、署名した3499名のほとんど全員が、この代表者のみならず会の名称まで変更していることは知らないはずです。故にこの署名は無効なのです。無効陳情を審議しても何の意味もありません。どんな理由で代表者等が変更されたか分かりませんが、新しい代表者と名称で再度署名をもらい、次の議会に提出すべきです。

